

Top Message	環境・CSR本部長 メッセージ	特集1 中長期環境ビジョン	特集2 Digital Co-creation	第8期富士通グループ 環境行動計画	Chapter I 社会への貢献	Chapter II 自らの事業活動	環境マネジメント	データ編
環境経営		グリーン調達	環境リスク最小化に向けた取り組み		社員への環境教育・啓発活動		社会とのコミュニケーション	

グリーン調達

富士通グループは、お客様に環境負荷の少ない製品・サービスを提供するために、お取引先とともにグリーン調達を推進しています。

グリーン調達基準に基づく調達活動

富士通グループは、環境に配慮した部品・材料や製品の購入に関して、お取引先をお願いする事項を「富士通グループグリーン調達基準」にまとめ、国内外のお取引先とともにグリーン調達活動を実施し、グリーン調達の要件（下表）を満たすお取引先からの調達を推進しています。

また、富士通グループの環境調査票により、お取引先における環境マネジメントシステム、CO₂排出量削減、生物多様性保全、水資源保全などの環境活動の実施状況を毎年度モニタリングするとともに、取り組みの推進をお願いしています。

お取引先に求めるグリーン調達の要件

要件	部材系のお取引先 ^(注)	部材系以外のお取引先
① 環境マネジメントシステム(EMS)の構築	○	○
② 富士通グループ指定化学物質の規制遵守	○	—
③ 製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築	○	—
④ CO ₂ 排出抑制/削減の取り組み	○	○
⑤ 生物多様性保全の取り組み	○	○
⑥ 水資源保全の取り組み	○	○

(注)部材系のお取引先:富士通グループ製品の構成部材またはOEM/ODM製品等を納入するお取引先。

環境マネジメントシステム(EMS)の構築

お取引先に、環境保全活動を自律的、継続的に改善しながら推進いただくためのバックボーンとして、EMS^(注1)の構築をお願いしています。第三者認証のEMSを原則としていますが、それが不可能な場合はお取引先の状況に応じて、PDCAを回せるEMSの構築をお願いしています。

(注1) EMS:環境マネジメントシステム(Environmental Management System)の略。

CO₂排出量削減への取り組み

富士通グループは、気候変動問題への対応として、お取引先にもCO₂排出量削減に向けた取り組みをお願いしています。

具体的には、取り組み意志を明確に表明し、自社で設定した目標に向けた取り組みを推進していただいています。さらに、可能な範囲で外部組織と連携した活動の実施や、お取引先の調達先にも働きかけるなど、外部への取り組み拡大を推進するよう依頼しています。また、毎年度のサプライチェーン事業継続調査で、津波、洪水、豪雨など気候変動に関わるリスクに対するお取引先の対応状況を確認しています。

含有化学物質情報の入手

RoHS指令^(注2)、REACH規則^(注3)など、製品含有化学物質を規制する法規制が各国で制定され、また規制の対象となる化学物質や製品、用途なども日に日に拡大していく傾向にあります。

富士通グループでは、JAMP^(注4)が提供するAIS^(注5)などにより製品の含有化学物質情報を調査、入手した情報は社内システムにより富士通グループ内で共有し、関係者は必要に応じていつでも情報を確認することができます。なお、AISのサポートは2018年6月で終了するため、後継様式であるchemSHERPA^(注6)への移行準備を進めています。

(注2) RoHS指令:電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令(Restriction of the use of certain Hazardous Substances)。

(注3) REACH規則:化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則(Registration, Evaluation, Authorization and restriction of Chemicals)。

(注4) JAMP:アーティクルマネジメント推進協議会(Joint Article Management Promotion-consortium)の略。

(注5) AIS:成形品に含まれる化学物質情報伝達シート(Article Information Sheet)。

(注6) chemSHERPA:製品含有化学物質情報伝達の共通スキーム(CheMical information SHaring and Exchange under Reporting PArtnership in supply chain)。

製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築

製品含有化学物質に関する法規制遵守を確実にするため、業界標準として知られている、JAMPの「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づくCMS^(注7)の構築をお取引先をお願いしています。

また、CMSの適切な構築と運用状況を確認するため、CMS監査を実施しています。具体的には、当社の監査員がお取引先の製品含有化学物質の管理状況を直接確認し、体制構築が不十分な場合は、是正の要請と構築の支援を行っています。体制構築後も定期監査により、構築・運用状況を継続的に確認しています。

(注7) CMS:化学物質管理システム(CheMical substances Management System)の略。